開発許可の申請手続フロー

※ …申請者が行う手続

事前相談		関係部局に相談
開発行為事前協議	開発区域の面積が1,000㎡以上の場合	開発行為事前協議申出書の提出 現地で事前協議の立会い 事前協議報告書の提出
公共施設管理者の同意等（法第32条）		公共施設管理者と協議 （同意書等の交付）
開発行為許可申請（法第29条第１項）		開発行為許可申請書の提出
許可通知書の交付 / 不許可通知書の交付		（標準処理期間：21日）
標識の掲示（市細則第14条）		開発行為許可標識の掲示
開発工事着手		防災措置の実施
建築制限等解除（法第37条）	開発工事と同時に建築工事を行う場合	建築制限等解除承認申請書の提出 （承認通知書の交付） （標準処理期間：21日）
建築工事着手	工事完了公告前の建築物使用は不可	
工事中間検査	帰属する公共施設がある場合	工事中間検査申出書の提出 現地で検査の立会い
工事完了届出（法第36条第１項）		工事完了届出書の提出
工事完了検査（法第36条第２項）		現地で検査の立会い
検査済証の交付（法第36条第２項）		（標準処理期間：14日）
工事完了公告（法第36条第３項）		工事完了公告日の翌日に公共施設及び公共施設用地の帰属